■議案第７７号　四万十町下津井ヘルスセンター条例を廃止する条例について

【要旨】

下津井ヘルスセンターは、下津井地区の活性化と福祉向上を目的として、昭和５５年に建設された施設です。

当該施設は、これまで、下津井地区を訪れる人々の貴重な宿泊拠点として、また、地域住民のコミュニティ施設として、多くの住民や団体等に利用され、観光の振興、社会福祉の増進に寄与してきましたが、建築後３７年が経過したことにより老朽化が著しく、耐震性においても大規模な改修が必要であると診断されています。

近年では、指定管理者として管理を行っていた地元の方々の高齢化もあり、宿泊施設として許認可等を受けるための体制が整わなくなったことから、平成２７年３月以降、施設の利用が休止状態になっています。

このため、平成２８年度に下津井地区との協議を重ねた結果、施設を閉鎖し、廃止することが了承されましたので、平成２９年度に施設の解体を行い、賃貸地である土地については、更地に戻して所有者に返還することとしています。

本議案は、当該施設を閉鎖するため条例を廃止する必要があることから、議会の議決を求めるものです。

【内容】

四万十町下津井ヘルスセンター条例を廃止します。